

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 3 0 年 (行ヒ) 第 9 8 号
決 定 日	平成 3 0 年 5 月 2 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	小 池 裕 池 上 政 幸 木 澤 克 之 山 口 厚 深 山 卓 也
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	仙台高等裁判所平成 2 9 年 (行コ) 第 1 1 号 (平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第 1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第 2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>平成 3 0 年 5 月 2 4 日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 森 田 高 弘 (印)</p>	

当事者目録

申	立	人	仙台市民オンブズマン
同	代	表	原 田 憲
同	表	者	畠 山 裕 太 ほか
相	訴	訟	宮城県知事 村 井 嘉 浩
同	代	理	菊 地 恵 一
同	手	弁 護 士 方	自由民主党・県民会議
同	補	助	菊 地 恵 一
同	補	助	
同	代	表	
同	参	加	
同	参	加	
同	者	会	
同	長		

これは正本である。

平成30年5月24日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 森田高弘

